



① 人権擁護委員 について

1月1日付けで法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。

國兼 千代美 さん（新任）
人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権啓発活動を行っています。

問い合わせ

広島法務局東広島支局

☎082-423-7707

① 情報伝達試験実施

地震、津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。

訓練実施日時

2月17日（水） 11時頃

情報伝達手段

告知放送設備

※告知放送設備とは、市内20箇所に設置している屋外スピーカーと、市内公共施設40箇所に設置している告知放送端末です。

放送内容（予定）

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）

問い合わせ

危機管理課

☎22-2283

① 竹原書院図書館 臨時休館します

館内蔵書点検のため次の期間休館します。借りている本の返却は、図書館前・市民館前のブックポストをご利用ください。

期間

2月22日（月）～3月1日（月）
※わかたけ号は通常通り巡回

問い合わせ

竹原書院図書館

☎22-0778

① 家畜を飼育する人へ 報告をお忘れなく

～家畜の飼養衛生管理基準の報告をお忘れなく～

毎年2月1日時点の飼育している家畜の頭羽数、衛生管理状況について、所轄する畜産事務所への報告が義務づけられています。また、家畜伝染病予防法の改正のため、令和3年定期報告の様式が変更されました。

○牛、水牛、鹿、馬、ヤギ、羊、豚、いのしし

4月15日までに県へ報告

○鶏、あひる（アイガモ含む）、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥

6月15日までに県へ報告

問い合わせ

広島県西部畜産事務所・広島県西部家畜保健衛生所

☎082-423-2441



竹原市役所

〒725-8666

竹原市中央五丁目1番35号

https://www.city.takehara.lg.jp/

人のうごき

（住民基本台帳登録者数）

人口 24,538人

男 11,707人

女 12,831人

12,205世帯

1年前 25,117人

5年前 27,219人

－12月31日現在－



ふるさと納税返礼品等 パートナー企業

ふるさと納税寄附者への返礼品等を提供いただけるパートナー企業を募集します。

返礼品等については、「地場産品」や「竹原市内で受けることができるサービス」等、要件があります。

受付は随時行っていますので、申込を希望する場合はお問い合わせください。

問い合わせ

総務課資産活用係

☎22-7719



▲詳しくはこちら

ふすま・障子・網戸などの
張り替え・新調・屋内修繕

地元で密着した張替え専門店

張替本舗



お見積り無料

KANAZAWA

竹原店

☎0120-897-347

金沢店 竹原店
竹原市忠海東町2-7-15

【耐久年数3～5年】メンテナンスフリーの「ウイルスコート」施工代理店

広告

ひだい法律事務所

広島弁護士会所属 弁護士 干鯛 潤

お困りの方はお気軽にご相談下さい

三原駅より徒歩3分

TEL:0848-38-1303

三原市城町1丁目8-7 啓幸ビル4階

広告

i 収入保険制度活用には 青色申告が必要です

農家のみなさんへ！

平成31年から収入保険制度が実施されました。

収入保険制度は、品目を限定せずに農業者ごとの農業収入全体を対象とし、自然災害による収量減少のみでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんするものです。

加入対象者は経営管理を適切に行っている農業者で、青色申告を5年間継続していることが基本ですが、加入申請時に1年分の青色申告の実績があれば加入できます。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、ぜひ活用してみてください。

問い合わせ

産業振興課農林水産振興係
☎ 22-7745



i 女性の健康週間

毎年3月1日～8日は「女性の健康週間」です。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすため、女性の健康問題を社会全体で考えていきましょう。



問い合わせ

保健センター
☎ 22-7157

i 相続人代表者 指定・変更届の提出を

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続登記が済むまでの固定資産税は、相続人全員が連帯して納付することになります。相続登記の手続きが済んでいない場合には、相続人を代表して納税通知書を受け取る人（相続人代表者）を指定して届け出てください。

※この届出は固定資産税の納税に限定したもので、届出によって法的に相続が確定するものではありません。

※亡くなった納税義務者が口座振替を利用されていた場合には、引き落としができなくなることがあります。

問い合わせ

税務課資産税係
☎ 22-7732

i 令和3年広島県交通 安全年間スローガン決定

『ゆとりある 心と車間の
ディスタンス』

急激な進路変更や、車間距離を詰めすぎると、あおり運転は重大な交通事故につながる悪質で危険な行為であり、道路交通法違反に問われます。

車を運転する際は、ゆとりを持って周りを確認することを心がけ、安全な速度で、十分な車間距離をとって走行しましょう。

問い合わせ

危機管理課
☎ 22-2283

i 大規模な土地取引には 届出が必要です

売買などで5,000㎡以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要になります。

契約日を含めて2週間以内に届出をしないと罰せられることがあります。

届出方法など、詳しくはお問い合わせください。

届出が必要な区域

都市計画区域（竹原市全域）
届出が必要となる面積

5,000㎡以上

問い合わせ

都市整備課都市計画係
☎ 22-7749

行政書士 北嵐事務所

完全予約制 ☎ 0846-24-6760

遺言
相続

成年後見
在留資格

建設
キャリアアップ
システム



竹原市塩町4-10-9 お気軽にご相談ください
代表 特定行政書士 北嵐 浩 詳しくはこちら▶



スポーツクラブENJOY竹原

2月のダブル特典ご入会案内

ジム・プール：入会金0円・手数料0円

水泳教室：入会金0円・指定用品プレゼント

キッズダンス：入会金0円・初回月会費0円

竹原市中央1-11-6 TEL:0846-22-7500

毎週火曜日定休日 平日10時～21時30分 日曜10時～17時

感染予防
対策実施!

新設!